

12月1日は世界エイズデー 血液検査・相談

県では、12月1日から7日までを「愛媛エイズ予防週間」と定め、エイズの正しい理解を深め誤解や偏見をなくするための啓発活動を行います。

中予保健所では、血液検査・相談を実施（無料・秘密厳守）。医師や保健師が相談や質問にお答えします。匿名でも受けられますので、エイズに関する悩みや不安、疑問などがある人はぜひ利用してください。



▼検査項目

HIV、梅毒、B型肝炎

▼日程・受付時間

12月2日（水） 13時～15時

※前日までに、電話での予約が必要です。

▼場所 中予保健所1階予診室

（松山市北持田町132番地）

※その日に検査結果が分かります（追加確認検査が必要な場合は、後日になることもあります）。

●中予保健所健康増進課感染症対策係
☎909-8757

（月～金曜日 8時30分～17時15分）

整骨院やマッサージ 医療保険が使えるときは

【整骨院、接骨院（柔道整復）】

▼医療保険が使える施術

骨折、脱臼、打撲、ねんざ（肉離れなどを含む）

※骨折、脱臼の場合は応急手当を除き、医師の同意が必要です。

▼医療保険の対象とならない例

・日常生活での疲れ、肩こり、腰痛や筋肉疲労を解消する目的のもの
・疲労回復や慰安目的のもの
・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の治療
・病院で治療中の部位を対象とするもの

▼治療を受けるときの注意点

負傷の原因を正しく伝え、治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。

【あんま・マッサージ、はり、きゅう】

▼医療保険が使える施術

●あんま・マッサージ 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状がある場合



●はり・きゅう 神経痛・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・五十肩・リウマチ・頸腕症候群など

所得税及び復興特別所得税の 確定申告期間

▼確定申告期間

2月16日（火）～3月15日（月）

▼申告相談

申告に関する相談を希望する人も、必ず16日以降に松山税務署へお越しください。
※周辺道路・駐車場ともに大変混雑しますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



●松山税務署

☎941-9121

必ず添付が必要です 医療費控除の明細書

令和2年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には、必ず「医療費控除の明細書」の添付が必要になります。

※医療費の領収書の提示・提出では対応できません。

▼医療費控除を受けるときの注意点

1 医療費の領収書は自宅で5年間

▼医療保険の対象とならない例

・疲労回復や慰安目的のもの
・疾病予防目的のもの

▼治療を受けるときの注意点

・初回はもちろん、継続して治療を受ける場合は定期的に、医師の同意が必要です。
・往診にかかる費用は、歩行不能や歩行困難など、通院ができない特別な事情がある場合のみ、医療保険が使えます。

●愛媛県後期高齢者医療広域連合

☎911-7739

12月はふぐ中毒防止月間 ふぐの素人調理は危険

ふぐの毒は神経を麻痺させる作用があり、最悪の場合死亡することもある。ふぐをさばくには、「ふぐ取扱者」の資格が必要です。資格なしに、自分で釣ったふぐを調理して食べないでください。

●県業務衛生課

☎912-2395

令和3年4月入学 放送大学入学生募集

心理学、福祉、経済、歴史や文学など、授業科目は約300種類。資料請求は左記までお気軽に。

▼出願期間

第1回募集 2月28日（日）まで
第2回募集 3月16日（火）まで

●放送大学愛媛学習センター

☎923-8544

保存し、税務署から求められたときは、提示が提出をしなければなりません。
2 医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。
3 医療費控除の申告で税務署に行く場合は、会場内の混雑を避けるため、事前に「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。

●松山税務署

☎941-9121



地域の文化活動をお手伝い

第59回 伊予銀行地域文化活動助成制度

音楽、文芸や伝統芸能などの文化活動を10年以上続けている団体を対象に、活動助成金を交付します。

応募方法など詳しくは、伊予銀行のホームページ（右のQRコード）を確認するか、お問い合わせください。



▶募集期間 12月1日（火）～令和3年1月29日（金）



▶第42回 助成金交付団体
「大溝獅子舞保存会」

●伊予銀行広報CSR室 ☎907-1011（月～金 9時～17時）

消費者力 UP 通信

排水管の点検や
洗浄の勧誘に
ご注意を！

【相談事例】

「排水管の無料点検を行っている」と勧誘され、軽い気持ちで依頼した。点検後、「排水管が詰まっているので洗浄した方がよい」と説明され、「このままだと大変なことになる」と不安をあおられた。その場で2万円の高圧洗浄をしてもらったが、クーリング・オフできるか。

【アドバイス】

- 無料点検の勧誘に、安易に応じないようにしましょう。
- 訪問販売の場合、契約書面交付日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- トラブルに遭ったと感じたら、一人で悩まずすぐに相談しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

相談は秘密厳守で、匿名でもできます。
情報提供も受付中です。

お気軽にどうぞ！

▷消費者ホットライン

☎188（9時～17時）

▷消費生活相談窓口（産業課内）

☎985-4120 FAX 985-4147



消費生活相談員
武田 咲枝